

高石市教育委員会定例会会議録

(令和4年12月定例会)

開会及び閉会の年月日時

開 会	令和4年12月14日 午後3時00分
閉 会	令和4年12月14日 午後3時25分

会議に出席した者の職及び氏名

委 員	教 育 長 : 木 寄 茂 巳 委 員 : 西 中 隆 委 員 : 佐 野 慶 子 委 員 : 西 村 陽 子 委 員 : 吉 村 文 一
事務局職員	教 育 部 長 : 村 田 佳 一 教育部次長兼 社会教育課長兼公民館長 : 佐 藤 信 雄 教育部次長兼 学 校 教 育 課 長 : 松 田 訓 一 教育部こども未来室長 : 家 村 美 雪 教 育 総 務 課 長 : 綾 井 康 浩 こども家庭課長 : 吉 村 あかね 子 育 て 支 援 課 長 : 阪 上 徹 社会教育課長代理 兼青少年対策班長 兼たかいし市民文化会館長 : 道 井 里 沙 教 育 総 務 課 : 中 阪 三 明

議題及び議事の要旨及び議決事項

- ・ 議案第1号 高石市学校給食に関する規則の一部を改正する規則の制定について

教育総務課長	議案第1号、「高石市学校給食に関する規則の一部を改正する規則の制定について」説明します。 本議案は、コロナ禍、ウクライナ情勢等の影響により、原油や穀物の国際価格が上昇し、それに伴い、食料品等の物価が高騰していることから、物価高騰の影響を受けている小中学校に通学する児童・生徒の保護者に対し、給食費を無償化することで経済的負担を軽減することを目的としています。無償化の対象者は、小学生及び中学生の保護者で対象期間は、3学期分(令和5年1月から3月分)となります。
西中委員	3学期分が無償化ということで、保護者にはありがたいことだと思いますが、市の負担は小中学校でどのくらいですか。
教育総務課長	小学校で約3,200万円、中学校で約1,500万円、合計で約4,700万円となります。
西中委員	かなり高額となりますが、当初予算化されてないわけですが、その財源はどこからですか。

教育総務課長	今回の給食の無償化の財源には、令和4年度に国から交付される新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における電力、ガス、食料品等の価格高騰支援地方交付金の活用を考えています。
西中委員	この給食費無償化は、その臨時交付金の対象になるわけですか。
教育部長	この臨時交付金は、コロナ関係での経済対策であるとか、今回の物価高騰等に対応する交付金となっています。
西村委員	教職員も給食費を払っていますが、無償化の対象となるのでしょうか。
教育総務課長	今回の無償化は、物価高騰の影響を受けている小中学校の児童生徒の保護者を対象として実施しますので、教職員は無償化の対象とはなりません。
吉村委員	この無償化は、令和4年度の臨時交付金を活用するとのことですが、令和5年度以降は、また同じ交付金が出る予定があるのですか。
教育部長	令和5年度については、現時点では国の方から何も示されていない状況ですので、未定となっています。
佐野委員	3学期分の給食費の無償化を実施されるということで、光熱費等物価が高騰する中で保護者についても随分軽減につながるものと思います。また、財源もあるということで私も歓迎したいと思います。
採決	可決

・ 議案第2号 令和5年度高石市立小中学校教職員人事基本方針及び取扱い上の留意事項の策定について

次長兼 学校教育課長	<p>議案第2号、「令和5年度高石市立小中学校教職員人事基本方針及び取扱い上の留意事項の策定について」説明します。</p> <p>本議案は、高石市教育委員会通則第2条第1項第4号の規定により、本定例会で議決いただきたく提案しました。</p> <p>資料の5ページから基本方針（案）ですが、今年度は「令和4年度」を「令和5年度」に修正しただけで特に新たな変更点はありません。本市としては、この基本方針及び取扱い上の留意事項に基づき、教職員の人事については、引き続き人材育成を図り、各学校において教職員の年齢別、性別等の構成状況を検討するとともに、指導力、人間関係等も配慮し、それぞれの学校に適合する教職員を配置したく考えています。</p> <p>なお、新規採用後、同一校に4年以上勤務した者については、6年を目途として教育経験を豊かにさせるため、計画的な異動を行います。</p> <p>また、現任校に7年以上勤務する者については、10年を目途として計画的に異動を行います。</p> <p>さらに、校長及び教頭の人事については、年功序列、性別、学歴等にとらわれることなく、広域的な人事交流に十分配慮しつつ、指導力育成等を勘案して配置していきたいと考えています。</p>
西中委員	各学校に10年以上の方はおられますか。
次長兼 学校教育課長	<p>11年目に突入している方は、10ページの備考欄に記載しています。「妊娠中の者及び産休中の者」は異動をさせないという条項があります。これを適用している職員が数名います。その関係上、たとえば10年目、11年目まで産休・育休になった方は、その次の年まで在籍しているケースがありますが、その方たちもその翌年には異動を行っています。自己都合的なもので11年以上在籍している者はありません。</p>

西中委員	この基本方針に従ってスムーズに人事異動が進められているということで解釈してよろしいですね。
次長兼 学校教育課長	委員ご指摘のとおりです。
吉村委員	基本的には大きな変更はないということですが、7ページにある校長及び教頭のなり手がなくなるとか、女性教職員の役職への任命とか、以前から問題になっていると思いますが、ここ1年の傾向としてはどうなのですか。
次長兼 学校教育課長	委員ご指摘は管理職へのなり手という問題かと思いますが、本市においては、わりあいコンスタントに手を上げていただけている状況です。また、女性管理職についても、常に複数名いる状況ですので、かなり基本方針に沿った形になっているものと考えています。
採決	可決

・議案第3号 高石市立高師浜総合運動施設条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

次長兼 社会教育課長	議案第3号、「高石市立高師浜総合運動施設条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」説明します。 本議案は、高師浜総合運動施設のキャンプ場を廃止し、新たにスケートボード場を設置するにあたり、当該施設の使用に係る諸手続について規定するとともに、既存の野球場、運動広場、テニス場については利用実績を踏まえ、使用時間を改正するものです。 なお、スケートボード場に係る規定の施行期日は、高石市立高師浜総合運動施設条例の一部を改正する条例の施行の日からとしています。
西村委員	スケートボード場使用登録申請が必要となっておりますが、この登録申請はどういった趣旨なのですか。
次長兼 社会教育課長	施設の使用については、個人使用がメインとなっております。施設を使用する度に申請書を提出するのではなく、1年間有効とするカードの交付について登録申請をし、そのカードを提示することにより、使用申請書の提出に代えるものです。
西村委員	保険に入ってもらおうというのはあるのですか。
次長兼社会教育 課長	保険に関しては、野球場・テニス場・運動施設の使用と同様にあくまでも自己責任と考えています。
採決	可決

・議案第4号 令和5年度全国学力・学習状況調査への参加について

次長兼 学校教育課長	議案第4号、「令和5年度全国学力・学習状況調査への参加について」説明します。 本議案は、令和5年4月18日火曜日に全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育政策の成果と課題を検証し、その改善を図ることを目的に文部科学省が実施する全国学力・学習状況調査について、本市の参加の承認をいただくものです。 令和5年度の全国学力・学習状況調査の対象者は、例年どおり中学3年生及び小学校6年生のすべての児童生徒になります。 令和5年度は、国語と算数、数学に加えて、概ね3年に一度実施となる英語の実施が予定されています。その他の点については、今年度と変更はありません。 なお、実施される英語については、「聞くこと」「読むこと」「書
---------------	---

	<p>くこと」「話すこと」の4技能において出題されますが、結果については、「話すこと」を除いた3技能の合計で集計され、結果公表が行われます。「話すこと」の調査の実施については、個別に配布したタブレット端末が使用されますが、全国各学校のICT環境が様々であることから、令和5年度は、特例的な措置として、このように取扱われます。「話すこと」に関する調査結果は、参考値として取扱われ、当該学校と所管する都道府県教育委員会に提供されますが、公表されることはありません</p> <p>また、平成26年度より市町村教育委員会の判断で個々の学校名を明らかにして、調査結果を公表できるようになりましたが、学校教育課としましては、来年度についても今年度と同様に学校名を明らかにしての結果公表をすることなく本調査に参加し、その結果を活用して、本市の小中学生の学力向上に関する取組みの成果と課題について分析を行い、今後の授業等での指導改善に取り入れたいと考えています。</p>
採決	可決

・報告第1号 令和4年度第1回社会教育委員会議の報告について

次長兼 社会教育課長	<p>報告第1号、「令和4年度第1回社会教育委員会議の報告について」説明します。</p> <p>令和4年11月28日に当会議を開催しました。</p> <p>案件としては、社会教育主要事業の報告を行うとともに、運動部活動の地域移行について協議いただきました。主な内容については、36ページ、37ページ記載のとおりになっています。</p> <p>特に、協議事項の部活動の地域移行については、近年の全国的な課題として、中学校の生徒数の減少が加速化し、単独でチームが組めなくなってきたり、休日の部活動の指導などが教師の時間外労働が問題となり、運動部活動の地域移行に関する検討会議の提言がスポーツ庁よりなされたところです。本市においても、今回の社会教育委員会議でいただいた意見を参考に検討を進めていきたいと考えています。</p>
吉村委員	<p>今、話があった複数学校での合併チームは、全国大会等への参加は、今はまだ無理みたいですが、進展はありますか。</p>
次長兼 学校教育課長	<p>中体連の方では、それを可能にしていく方向です。すべての種目、すべての都道府県・市町村の中体連が合意できるかどうかということ、また、地区大会、全国大会など各競技団体により、取扱いが違います。その話し合いが実施なされているということは、把握しています。</p>
木寄教育長	<p>報告があったものとして処理します。</p>

・報告第2号 教育委員会の後援等に関する報告について

教育総務課長	<p>本報告は、高石市教育委員会の後援等に関する規程第2条第1項の規定に基づき処理したものについて、同条第2項の規定により、39ページ記載の社会教育課9件、こども家庭課1件、子育て支援課1件の報告をするものです。</p>
木寄教育長	<p>報告があったものとして処理します。</p>

・報告第3号 教育委員会関係諸行事等の報告について

各所属長	令和4年11月9日から令和4年12月13日までの当委員会関係諸行事について説明。
木寄教育長	報告があったものとして処理します。